

## 都筑区緑道再整備ガイドライン(案) 意見募集結果シート

	意見内容	ページ
1	2.にある”適切”という言葉に違和感がある。	3
2	本ガイドラインは、P4経緯他に述べられている「寄せられた多くのご意見など」を反映し、また、平成27年からの再整備における経験・実績を踏まえ取りまとめたものであることを加えて下さい。	3
3	区内の他の公園→街区公園を説明して下さい。 グリーンマトリックスシステム→グリーンマトリックスシステム(9ページ参照等) ○○ページ参照とあれば親切です	3.9
4	1.、2.、3. の下の文章がおかしい。主部と述部が合っていない。 「本ガイドラインは、個々の区間、地区における実際の再整備において、本書に基づきつつそれぞれの箇所の特性や……行うことを想定しています。」としたら如何ですか。	3.9
5	区画整理から30年→20年	4
6	港北ニュータウンの緑道の地図 歩行者専用道路→自転車・歩行者優先道路 センター南、センター北、仲町台、中川などの地下鉄駅名の記載があるとよい。 凡例に薄いピンク(商業施設が集まる)を追加する。(書かれている)	5
7	グリーンマトリックスの基幹公園は緑道と同一の思想で造られていますので、本ガイドラインの適応範囲に少し書いては有りましたが、もっと積極的に公園内の再整備にも活用する旨、明記しても良いかと思われます。	6
8	ゾーニング区間の概要やゾーニングの意味の説明があるとよい。	6
9	区民の人口構成の変化に応じたガイドラインの見直しを加味したほうがよい。	6
10	緑道散策のお供にとありますが冊子が大きすぎる。簡易版をつくるべきだと思う。	6
11	上から10行目。「具体的設計」との表現は如何なものでしょうか。「個々の実施設計にあたっては」といった表現の方が好ましいのでは。	6
12	緑道は都筑区の大切な財産であり、日頃の土木事務所様によって、維持発展されていることに、深く感謝致します。同時に、さらに良くしたいとの想いで上述の記載を致しました。今回のとりまとめ機会で終わらせることなく、再整備計画の継続的な改良改善を進めて下さい。すなわち、継続的に改良をしていくプロセスもぜひ、考え、残して頂きたいと願います。一住民として、ご協力できることは致しますので。	6
13	下から7行目、6行目。「本ガイドラインは、…社会情勢の変化や技術的な革新などに…」。「技術的な革新」とはいいませんので「技術の大きな進歩」としたら如何でしょうか。その以下の文書の文末「…さだめるとおりです」は「定める…」では	6
14	下2行の間に「ご意見」と「御意見」があります。	6
15	横浜市六事業の地図→港北ニュータウンを円(○)で示すのは良くない。正しい形で示して下さい。地図には縮尺が必要です。	8
16	グリーンマトリックスシステムの地図内の地名と凡例が、コンピューターの画面では不鮮明で全く分かりません。 また行為とスペースマトリックス複合モデルの図も、字が小さくて読めないの分かりません。	9
17	P9マトリックスの図やP14のエッジレスの図に関してもっと鮮明なものを利用するべき。	9.14
18	本文1行目。「東京横浜間に残された数少ない緑地帯…」は「…数少ない緑の丘陵地帯」といった表現が好ましいのでは？	9
19	谷戸について(丘陵地が侵食されて形成された地形)と、( )内で地形の説明があるのは親切です。 四つの模式図は文字が小さくて読めません。	10
20	4-1 緑道 下2行における句読点がおかしいです。「実際の整備においては、保全された樹林に加え植栽林により相当量の…」とすることが望ましいのでは。	10
21	4-2 せせらぎ 最下行「港北ニュータウンの緑道における大きな…」とすることが望ましいのでは。	10

22	SDGSについてガイドラインに記載すべきである。(今後緑道の整備の予算がつきやすくなるのでは?)	11
23	5-4 グリーンインフラ 標題は「緑の機能活用」としては如何でしょうか。元の設計時に使われていましたか?本文は以下のようにしたら「自然環境が有する機能を……活用するものとしてグリーンインフラが近年注目を集めています。港北ニュータウンにおいては、この概念に通じるものを取り入れられ、例として樹林地における雨水浸透……」	11
24	「様」及び「等」が、「よう」及び「など」と混用されている。「〇〇するように」という場合には「様」は適切ではないのです。市の文書取扱規則、起案要領などに従い、適切に統一して下さい。「様」: P13中ほど、P22上から数行目、P27の上部カラム内6行目、P28の中ほど①2行目、「等」P24上から6行目、P27の上部カラム内4行目	13
25	2-4 エッジレス 元の設計時に使われていましたか?「境界」というのであれば「ボーダー」です。「2-4 境界の曖昧さ」などにしたら如何でしょうか。	14
26	2-5 視点場を結ぶ有機的な設え 「設え」を市の文書において通常、用いられていますか。そもそも「設え」とは「準備」とか「用意」であり、ここにはなじまない用語ではないでしょうか。	14
27	2-8 五感を刺激する仕掛け 五感の中には「味覚」がありますが、これに該当する仕掛けがありますか?適切ではないと思います。	15
28	現状の課題を1章3節に「社会情勢の変化と課題」としてまとめられていることは良いと思います。ただし、論理がストレートでなく、結論が不明瞭です。すなわち、(1)社会情勢変化と(3)多様化する利用ニーズは一体になるべきもので、その間に(2)課題があることは大変に分かりにくく、論理を不明瞭にしています。そのため、課題が、部分的・一面的になっているように見受けられます。課題自体の記載は非常に良いご視点でありますので、これをもっと中核に据えて、正面から見ると良くなると思います。これが不十分ですと、再整備の考え方が我田引水になります。(ゾーンニングだけが解ではないと思います。)	16
29	緑道は生活にも密着しています。殊に、小学校の多くは緑道に隣接する基本設計としていることから、小さな母親が、電動自転車に子供を乗せて、学校・幼稚園・保育園等への送り迎えなどを行っています。このための緑道の役割を規制しないようにしてください。母親が子供を乗せて、通常の車道を通って、事故を起こすという悲劇は決して起こさないような整備を進めて頂きたい	17
30	高齢の方でもゆっくりと散歩ではなく、アシスト付きの自転車散歩(「散歩」と呼ばれています。)を楽しむことも増えていくように思います。規制に至る原因は、自転車の高速走行にあります。これは小学生・中学生に限ったことではなく、母親などでも良く見かけます。つまり、危険予知や安全意識が低いことが問題です。これを走行規制だけで済ますのは片手落ちです。この問題根源を、他の部署などともご協力の上、改善していく努力をお願い致します。この辺りはドイツ、オランダ、フィンランド等の海外の自転車先進国に対して、日本は遅れています。世界トップシェアの日本の自転車部品メーカーであるシマノ等も巻き込んだ先進事例を都筑区から発信できないのでしょうか。	17
31	本文1行目。「変化する……緑道に関する様々な課題……」は「……緑道に関わる様々な課題……」がより適切ではないでしょうか	17
32	2-2 自転車と歩行者の安全確保 本文1行目。「緑道は都市公園の1種であることから」は「緑道は都市公園の一部である……」とされるべきです。	17
33	同じく4行目。「一方で、街区の構成上、緑道を通らざるを得ない(緑道避けると大幅な迂回を強いられる)地域もあり、……」は大きな表現誤りです。「一方で、緑道を通ることが便利(平坦、且つ距離的に近い)なことから、……」という表現に改めて下さい。	17
34	コラム内。「自転車通行を誘導する推奨ルート」という名称が誤解を招いており適切ではない。緑道通行をお奨めしているような名称です。あくまで例外的な止むを得ない緩和措置です。しかも「ルート」ではありません。「例外的区間」である。「推奨ルート」は、周辺一般道路を指します。加えて、金科玉条の如く「推奨ルート」とされたから今さら通行(推奨)を変更できないとまでいわれておりますが、「推奨ルート」の位置付け、決定経緯・決定方法、誰にAuthorizationを取ったのかを、ここで明示すべきです。大変基本的な事項ですから。	17
35	節タイトルと項タイトルが混在してわかりにくい	18
36	生長による伐採が記載されていますが、併せて、植栽の推進も進めて頂きたい。	18
37	現状把握はよいがもっと緑道の将来像も語られてもよいのでは?	19
38	本文1行目。「先に述べた課題の解決を一層困難に……」は「一層複雑化している」ではないでしょうか。困難にはしていません。	19
39	欄外、最下行。「観察する癖をつけたい……」は、「実情の的確な把握に努めたいものです、または心掛けたいものです」とすべきでしょう。	20
40	2つ目のコラムの本文1行目「1)の目的を達成……」は「1)の目標を達成……」では如何でしょうか。	20
41	「メゾンふじのき台」から「港北ガーデンホームズ」南側へ通じる園路は、緑道が駅への主要経路になっているだけでなく、横浜市立茅ヶ崎台小学校「通学路」として利用されており登下校時に学童の約6割(450名程度)が集団登校している通路にも関わらず「利用強度「中」のままです。これを「利用強度「中」から「強」(参考27ページ:[4] 利用強度「強」ゾーン)に引き上げ、学童通学に支障のない樹木維持管理や園路等の整備を行ってくださるよう要望いたします。	22
42	ガイドラインとは「指針」であって、これからの再整備のための基本方向を示すものと思いますが、これが示されていないように見受けられます。すなわち、現状案には、当初の緑道設計原則はよく整理されていますが、今後の整備推進の段取り(プロセス)や複数の案が示されているだけであり、指針にはなっていないと思います。2賞-1節も「基本的な考え方」とありますが、当然の方針レベルが抽象的に記載されているだけです。本来ならば、指針に意見を述べるべきですが、この述べるべき対象が、少なく、また、明瞭でないと感じました。もし、上述の方針相当は別途、記載/明記するご計画であるならば、それも含めた全体像を大枠であっても、明記すべきものと考えます	22

43	ゾーニングが実施施策の中核になっていますが、時間帯よりの規制/規制緩和などの工夫をお願い致します。物質的な空間設計が中心となりすぎ、運用設計や文化形成の視点が足りないように思います。前述の課題深堀と併せて、推進方針の多様な掘り下げを期待致します。	22
44	図中に「推奨ルート」を書き込むべきではない。ここへ付属的に潜り込ませるような性格のものではない。絶対反対です。	23
45	ゾーニングの手法をガイドラインに詳しく記載してほしい。問題解決法をフローチャートのようにしめすことはできるか？	23
46	利用強度に基づくゾーニングにより整備水準を選定する考え方に賛同します。	23
47	ゾーニングの決定についてもっと区民の意見を加味してほしいと思います。	23
48	ゾーニング図に自転車推奨ルートは入れない方がよいのでは。記載すると推奨ルートがゾーニングに馴染んでいる承認している、かのような誤解を招く。もしくは「推奨ルートを参考に記載する」と一言入れる。	23
49	整備当初は配慮されなかった、バリアフリーを考慮してほしい	24
50	ゾーニングに当たって地域区民を説得できる根拠の明示が大事だと思います。周辺状況が変化すると利用強度も変化するので調査方法等も整理して検討していくことも必要だと思います。	24
51	「…実際の利用が最も…」は「実際の利用の実態が…」としたら如何でしょうか。	25
52	下部の区間を表す「保存緑地・公園等」は、先ず「等」を用いています。さらに次頁以降では「保存緑地」のみの記述です。統一を	25
53	公園内の緑道の連携部である公園(鴨池公園等)のゾーニング外の場所についても基本的な整備像を説明しないと自転車はそのまま「公園」を走り抜けてしまう。	27
54	下段の写真。黒色アスファルトがありますが、基本的に緑道内には用いるべきではないと思料します。ここへの写真掲載も止められたら如何でしょうか。	27
55	上部フローのイメージ。「現地見学会」そして「意見交換会」のあとに成案(実施設計内容)を公開することを加えて下さい。強く望みます。	28
56	① 設計思想の研究と理解 1行目「緑道が魅力的な空間であることは…」は「…魅力的な空間であるべきことには…」としたら如何でしょうか。	28
57	「鴨池公園再整備にみる…」。当該整備の過程において、住民要望・意見をどのように取り込み、反映していたのかを触れる必要があると思料します。というより、多くを聞いていなかった経緯の実態を明記しなければなりません。	30
58	鴨池公園のコラムについて 経緯を説明したことに対して賞賛を送ります。土木事務所の本気度が伝わります。	30
59	(3)タイトル、再整備の仕様とコスト 工事費全体を占める割合の意味が少しわかりにくい	32
60	1. 具体的な整備の考え方 [1] 具体的な整備手法の基本的な考え方においては、先ず総括が必要と思料します。例えば、「ここでは、今までに述べてきた港北ニュータウンのまちづくりや成り立ち、グリーンマトリックスシステムの下における緑道整備の設計思想、そして現状の利用実態やニーズと課題を踏まえ、さらに各区分毎の特性を把握しながら利用者の意見・要望を反映しつつ具体的な整備にあたっての手法を示します。」といった総括が考えられます。	32
61	本文4行目。「そのため、極力オリジナルの仕様を活かす工夫が…」は「そのため、極力整備当初の仕様に倣う(または仕様を踏襲する)…」に	32
62	文6行目。「また、オリジナルの仕様の多くは…を活かした設えになっています」は「また、当初の仕様の多くは…活かしたもとなっています」とされたら如何でしょうか。何らかタカナにする必要はないでしょう。	32
63	本文10行目。「再整備の3原則」1行目。「オリジナルの仕様を活かす」も「当初の仕様に倣う(を踏襲する)」に。	32
64	本文10行目。「再整備の3原則」。「再整備の5原則」では如何でしょうか。「安全性の確保」、「緑道機能の発揮」を加えて下さい。そして、キーワードは設定が上手とは言い難いですね。コンセプトを短く、明確に打ち出すことが望ましいのではないのでしょうか。	32
65	(4)課題に対する多様なアプローチ 簡易修繕等含めた緑道の課題ではなく、簡易修繕や維持管理を含めた複合的な視点または手法でのアプローチではないのでしょうか？	33
66	[1] 園路 本文1行目「横断方向のつながり(連続性)と縦断方向のシークエンス(…)」は、「緑道空間の広がりや連続性、そして景観の調和と変化」とした表現がより分かりやすいのではないのでしょうか。「シークエンス」などといった表現を用いる必要性は何らないのではないですか。	34
67	「場の特性とシークエンスを意識した素材の選定」がわかりにくい。具体例があるとよい。	36
68	[2] 舗装 本文1行目。「当初の舗装基本材料は里山の景観を創出する…」は、「当初の舗装仕様は水と緑の魅力溢れる景観に配慮した…」としたら如何でしょうか。	36
69	[2] 舗装 【特長】内の写真タグに「オリジナル」と貼り付けられていますが、「当初」としたら如何でしょうか。	36
70	下から2行目及び4行目。「…幅員を有効活用できないため、概ね4m未満の園路においては単一の舗装仕様とする。一方、4m以上の場合には複数の仕様にするのも妨げないものとする」としたら如何でしょうか。	37
71	下から5行目と3行目にある「エッジ」は「境界」で統一したら如何でしょうか。最下行にも「境界」が使われていますから	38
72	ショットブラストの施工写真のコメントですが、ショットブラスト加工を行った箇所と行っていない箇所について丁寧に書かないと写真一枚でははわかりにくい。できれば写真上に加工箇所との境界線を入れて図示したほうがわかりやすいです。	39
73	幅広い道路橋のトンネルは防犯面から照明を増やすなどの記述を入れて欲しい	40.56

74	事例1のグレーチングについては、「落ち着いた色合いの焼き付け塗装や・・・」とありますが、現状で整備されたものとみると、浮き上がってしまっています。「色合いを薄くする」か「亜鉛のどぶ漬けの鈍いもの」の方がなじみます。仕上げの仕様を再考して下さい	45
75	ベンチ設置の希望が多いのですが、設置場所が適切でなく使用頻度が低いベンチがある。 用途にあったベンチの考え方の記載がガイドラインに必要 例えば ・歩道沿いは、体の弱い人用に1人ベンチ ・歩道沿いの休憩用ベンチは、複数用を歩道からちょっと入った日陰の場所 ・遊び場ベンチは複数用を日陰に	46
76	緑道は実質上、歩行者道路ネットワークとしても使われていますので、歩専道とも共通でサインは考えるべき 緑道・歩専道に共通するサインガイドラインを定めると良いと思います。 実は、サインは色や形が同一でなくても、設置場所や案内対象、表記の仕方が共通ルールでつくられているとわかりやすいものになります。	48
77	サインの統一を 路面押し歩きのサインと看板のデザインが微妙に違う	48
78	[2] サイン。現状で整備されたもの(シール?)は余りにシャビーで緑道の石舗装などの質感との落差が大きい。また、既にハゲ始めているものもあり、耐久性も含め仕様を再考されることを望みます。	48
79	P48の[2] サイン。多言語化とありますが「Walk your bike」では命令口調であり不適切ではないでしょうか。	48
80	サインの記述がありますが、サインに示される地図が見ている人の視線と方向があっていない場合があるので、見ている人の向いている方向を地図上に示すなど対応する。	48
81	四阿、パーゴラ ゴミを周りに投げ廃られることが多く、周りが植栽の場合はゴミ拾いも大変。 施設の周り2m位は空け、植栽を植えないことをガイドに入れてほしい。	54
82	[2]便所。【特長】に「杉型枠によるコンクリート打ち放しなど周辺環境と調和した外部材料を・・・」とありますが、「コンクリートの打ち放し仕上げ」が緑道空間において周辺環境と調和していますか。どのような感覚でいわれているのか極めて疑問に感じます。外観のデザイン、形状を考え直すことが求められるのではないのでしょうか。	55
83	維持管理を愛護会などが協業する場合、土木事務所の計画、予定を公開してほしい。 土木事務所がやらないときは、市民がやるような取り組みが必要。 くさぶえのみち入り口の池、区役所通り橋の下は、かなり泥、落ち葉が溜まっているが、土木事務所がいつ頃対策をとるのかわからない。	58
84	市民参加による維持管理事例 追加してほしい 落ちた枝拾い 強風によって枯れ枝がたくさん落下し、歩道のじゃまになっています。くさぶえのみち牛久保 西愛護会では、強風の後に落ちた枝を集め、回収してもらっており、非常に助かっています。 葛退治 草地、低木地にクズが拡大しています。業者の草刈りでツルは切りますが、すぐ伸びてきます。 クズの根を退治は市民しかできないと思います。	59
85	せせらぎは落ち葉によってせき止められ、埋まっています。くさぶえのみちでは巡回し、 せせらぎに落ちた落ち葉を集めていますが、せせらぎに落ちる周辺の落ち葉を先に集めた方が効率的、費用もかからないと思います。	59
86	コラム内の1行目表題。「落ち葉はき」とは何を表しているのでしょうか。「落ち葉掻き(または「かき」)」のことでしょうか。	59
87	せせらぎの土砂・落ち葉掃除 せせらぎの落ち葉を詰まらないようにする人がいるのですが、愛護会では掃除はヤゴなどの生物保護のために良くないとの意見も聞きます。ガイドラインにもう少しはっきり記述して欲しいと思います。	61
88	近年、生長だけでなく、台風等の強風での倒木/傾きでの伐採や、ハチの巣ができたための伐採が、私の近所(神無公園・徳生公園・滝谷公園)に多数、あります。中には、ここまでの伐採をしなくても良いと思うものも多数、あります。このような樹木の減少施策とバランスをとって、若い樹木を計画的に増加し、植えていくことをしないと樹木が減る一方です。切り株だらけになった殺風景な緑道/専用道が目につき、心を痛めます。計画的な植栽整備をすることで、若い樹木を植えていくことで予算も減らしつつ、整備を進めることもできるのではないかと思います。ぜひ、ガイドラインへの何らかの記載と、実践をお願い致します。	62
89	なお、伐採時にも切り株の芽を止める処置(新芽が生えないように死滅させる処置)をしているように見えます。倒木被害を考えても、ここまで行う必要はなりません。必死で生きている樹木がかわいそうです。	62
90	緑道はチョウの生息域です。草地を刈るので草花が無くなり、チョウも少なくなっています。 草刈りをしないで草花を残す、チョウのナーサリーを作ったらどうでしょうか。	63
91	樹林管理にスズメバチ対策の記述があった方がよい。	64
92	公園内の通学路の樹木維持管理 通学路周辺の草刈り、日照確保のための常緑樹剪定は安全確保のため	66
93	公園の池のかいぼり計画について記載すべき。	70
94	「➡アオコ対策」という記述がありますが、「① 夏、南側に日陰をつくる樹木を残す。新植する場合はハンノキやネムノキ。」ということがアオコ対策になるということなのでしょうか？ また、どこかに「アオコ対策」の記述があってそれを参照しなさいということなのかよくわからない。「アオコ対策」という記述はどこにもないと思います。「アオコ対策」はどこかに記述すべきだと考えます。	70
95	公園内の通学路の舗装化(石畳等)および園路拡幅道幅が狭いため歩きづらく、雨天時傘を差すと相互通行できず渋滞が激しい状態です	
96	通学路が通常園路と交差しているため衝突事故などを防ぐための工夫が必要です学校の意見も取り入れてご検討くださるようお願い申し上げます。	
97	発行者が横浜市都筑土木事務所となり、区役所との関連が無いようにみえますが。	

98	このガイドラインのダイジェスト版を作り、広く、継続的に区民に周知を図ることを行った方がよい。	
99	このガイドラインに「都筑区まちづくりプランにおける位置づけ」を明確にする記述があった方が良いのでは？	
100	冊子の形態はバインディング(製本)されているとよい	
101	再整備ガイドラインとして利用者の立場からも理解しやすくまとめられています。	
102	具体的に場所、細部にわたっては細かい意見はあるかと思いますがガイドラインとしての基本的な区分を考える上では大事なことと感ずます。	
103	具体的な整備の考え方、整備事例は地域住民の説明、理解を得るのに大変参考になります。 また愛護会の維持維持管理メニューについても大変参考になります。	
104	緑道はのガイドラインだけでなく、一般道、自転車歩行者専用道路についてもガイドラインが必要ではないか？特に自転車通行問題に関しては緑道ガイドラインだけでは解決しないはず。	

都筑区緑道再整備ガイドライン(案) 川手先生意見シート

	意見内容	ページ
A	1. 都筑区が人口減少社会においても「住みたい」「住み続けたい」と思える街となるよう、都筑区の大きな財産である緑道を魅力ある形で次世代に継承するための維持管理の <b>考え方</b> をしめすこと。	3
B	2. 緑道が持つ機能を適切に発揮し、多様な利用者ニーズに応えられる技術的な手法と、その前提となる港北ニュータウン整備当初の理念や <b>考え方</b> を理解すること。	3
C	実際の工事や維持管理作業については、本ガイドラインの考え方に基づきつつ、それぞれの箇所の特性や <b>社会の評価基準</b> 変化等を反映し個別に設計を行うことを想定しています。	3
D	ガイドライン策定までの経緯 新しい街というイメージがある港北ニュータウンですが、平成 8(1996)年に区画整理事業が <b>終了して</b> から 30 年近くが経過しています	4
E	1-1 開発の経緯 横浜市の北部にあたる港北区(当時)は、昭和 30 年代当時まだ住宅地開発の手が伸びておらず、なだらかな丘陵地と谷戸に開墾された水田といった農村地帯が広がっていました。しかし、国道 246 号の拡幅、第三京浜道路・東名高速の建設、東急田園都市線の延伸等が進められると、この地域は無秩序な住宅地開発の拡大が急速に進みました。そこで横浜市では、まだ開発計画の立てられていない <b>旧港北区</b> 西部の約 2,500ha(※)の区域について <b>一括して計画的に開発する</b> 都市計画事業によりことし、昭和 40(1965)年に「横浜市六大事業」の一つとして「港北ニュータウン建設事業」が発表されました。	8
F	2-3 開発目標実現のための <b>グリーンマトリックス</b> システム <b>六つ</b> の開発目標に対応する <b>①社会施設システム、②交通システム、③住宅・住宅地供給システム、④センターシステム、⑤供給処理システム、⑥市民参加のシステムを総合するための方法として、グリーンマトリックス</b> が提案されました。	8
G	[3] グリーンマトリックスシステム 豊かな空間構成といった多くの目標の実現に関わる <b>歩行者空間</b> システムとして考え出されたのが「グリーンマトリックスシステム」です。	8
H	3-2 グリーンマトリックスシステムとは 整備が完了した今日では、上述した物理的・空間的な側面のみで捉えられがちですが、その基本的命題は「 <b>日常生活</b> 行為の複合性に着目して、行為が最大のスペースを利用しうるシステムを追求すること」「土地 利用と緑地保全の複合の可能性を追求すること」の 2 点にありました。	9
I	<b>水田・水路・斜面樹林で構成された</b> オープンスペースは、子どもの遊び場にも、散歩道にもなりえるなど複合的な性格を持っています。また、社寺林など既存の樹林地を取り込んだオープンスペースでも自然観察や散歩をすることができます。××××、縦軸を行為の種類、横軸をスペース(空間)の種類としたマトリックス(表)を作成し、ニュータウン内に存在するオープンスペースが一定のとき、行為が最大のスペースを利用しうる <b>チェックシート</b> を作成しました。	9
J	[4] グリーンマトリックスシステムの空間構成 グリーンマトリックスシステムの空間を構成する主要素は、骨格となる「 <b>散歩道</b> 」、郷愁と <b>思い出</b> の場を演出する「せせらぎ」、重層的な緑の景観を成す「 <b>斜面樹林</b> 」です。これらは「“ふるさと”をしのばせる都市づくり」を実現しうる重要な要素であり、また港北ニュータウンの質の高い住環境を保っています。	10
K	<b>散歩道</b> はグリーンマトリックスシステムの骨格を構成していますが、ルートの設定にあたっては、既存の樹林を <b>活用</b> すべく様々な工夫がされています。開発前の樹林として代表的なものとしてコナラやクヌギを中心とする雑木林、シラカシやケヤキを中心とする屋敷林などがあげられます。 <b>これらは谷戸(丘陵地が侵食されて形成された谷地形)に沿った斜面に分布していたことから、樹林は景観的にも優れるだけでなく、谷戸を流れる用水路は生物の生息空間としても重要なものでした。山の樹林を伐採して開墾された畑地に至る農業用水路に沿った農道を目安に、散歩道を緑道として整備しました。</b>	10
L	4-3 保存緑地 緑道に接する集合住宅用地・企業用地・学校用地の <b>斜面樹林を、保存緑地として市長指定しました。</b> 保存緑地は土地所有者と横浜市が協定を結ぶことにより保全され、税制上の優遇措置などがとられました。こうした「民有の緑」を組み合わせることで、土地 区画整理による <b>公共の緑地面積5%を超過</b> 緑地空間を確保しています。	10
M	[5] グリーンマトリックスシステムの機能 5-1 安全な歩行者ネットワーク 緑道が主要な公園を環状に結び、自転車歩行者専用道路(以下、自歩専用)が駅や公共施設と緑道とを放射状に結ぶことで、 <b>自動車幹線</b> 道路と完全に分離された歩車分離を実現し、歩行者が車道と平面で交差することなく公園 や駅に向かうことができます。 また、 <b>近隣住区</b> 内においては通過交通の進入を抑制するコミュニティ道路 が整備されるなど、安全な歩行者ネットワークが確立されています。	11
N	5-2 良好な景観形成 緑道は保全林と植栽林が一体となって豊かな緑量を誇っています。緑道 を散策すると、緑陰や石畳といった視覚的要素だけでなく、せせらぎの水 音や落ち葉を踏みしめるサウンドスケープ(音風景)など心地よく良好な 景観が形成されています。 また、より重要な点として、緑道内だけでなく、 <b>緑道に接する宅地にも</b> 良好な 景観形成に寄与していることがあげられます。公有地・民有地が一体となり斜面林を中心に帯状に緑地帯を保全したことによって、限られた面積ながら、視覚的に十分な緑量を確保し緑豊かな街並みを実現しています。	11
O	2. 緑道のある暮らし 1-1 「 <b>目的的交通空間</b> 」と「非目的的交通空間」 計画時の資料である港北地区公園整備計画報告書(日本都市計画学会 昭和 53(1978)年)では、 <b>歩いて</b> 通勤や通学をする「目的的交通」は、 <b>地下鉄駅と緑道を接続する幅広の歩行者自転車優先道路が担うことになりました。</b> <b>「そぞろ歩き、かたらい、子守り、ひなたぼっこ、思索などのための空間」</b> である緑道は、散策に代表される余暇のための空間「非目的的交通空間」と位置づけられました。	12
P	[2] 緑道に見られる整備手法 2-1 地形を活かす 開発以前の港北ニュータウンは丘陵地が広がり多くの谷戸が見られました。谷戸は湧水が流れ、古より水 田として <b>耕作</b> されてきました。 <b>水田を盛り土して散歩道を整備する方針にすれば、故郷であった里山の屋敷林と保全すべき斜面林の範囲を現地で確かめながら決めることが出来ます。</b> また造成前の斜面林を保全するだけでなく、視点場 の設定を始め、視線コントロールや空間の粗密、大小などを、 <b>目で見ながら設計することが可能になります。</b>	13
Q	1 再整備の基本的な考え方 <b>1)の目的を達成するための具体的な手法として、ゾーニングの考え方を導入します。「生活動線としての利用強度」によるゾーニングを行い、それぞれのゾーンに応じた整備内容を定めます。次に、「立ち止まって緑道の環境を満喫する場」を住民の意見によって特定しその環境(環境を満喫するときの、視点場からの近景・中景・遠景を構成する「物」)を守るための基準を定め、環境の変化をコントロールできるようにします</b>	22
R	元来、緑道は <b>非目的的交通路</b> ですから、通勤や買い物に、 <b>バイク・電動自転車を使う</b> 生活動線を想定していませんが、実際には生活動線となっている区間が存在します。利用形態の違いにより利用者の求める整備内容(舗装種別や植栽の管理)が異なる ことから、生活動線としての利用強度に基づき 3 段階のゾーニングを行いました。	23